

## 「ハンセン病特別法廷は『違憲』」

2020年3月2日

ハンセン病患者とされた男性が1952年に殺人罪に問われ、隔離先の療養所などに設置された特別法廷で死刑判決を受けた「菊池事件」と言われる裁判があった。熊本地方裁判所で2月26日、小野寺優子裁判長は、特別法廷での審議は人格権を侵害した「違憲」であるとの判断を示した。裁判所が「違憲」の判決を出すのは異例のことで、注目されている。

「菊池事件」とは、現在の熊本県菊池市で、ハンセン病療養所への入所を勧告された男性が、彼をハンセン病患者として県に報告した村の元職員を逆恨みして、殺害したとの罪を問われた事件である。国立療養所菊池恵楓園などに設けられた特別法廷で審議され、男性は無実を主張したが、死刑判決が確定した。3回の再審請求も退けられ、1962年に死刑が執行された。「特別法廷」とは、裁判所法に基づき、最高裁が必要と認めた場合、裁判所外で開く法廷である。ハンセン病患者の裁判では、隔離先の療養所や専用の刑事施設に法廷が設けられ、開かれた。

隔離政策下で開かれた特別法廷に関し、最高裁判所は2016年4月の調査報告書で、裁判所法違反と認め謝罪したが、憲法違反については「強く疑われるが、具体的状況が分からず判断できない」と違憲性への言明を避けていた。今回、熊本地裁は、当時の差別的な審理を具体的に示し、憲法の平等原則に違反すると厳しく指摘した。特別法廷は被告人がハンセン病患者であることを理由に差別し、法廷では裁判官と検察官、弁護人は「予防衣」と呼ばれる白衣を着用し、証拠品を、ゴム手袋を着用した上、箸でつまんでいた。判決では、この時の様子を示し、「当時のハンセン病に関する科学的知見に照らせば、合理性を欠く差別で違憲だ」としている。判決の骨子は、特別法廷での審理は、ハンセン病患者とされた人への不合理な差別だとし、憲法13条、14条に違反すると判断している。憲法13条は「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」、14条は「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と謳っている。また判決で、憲法37条、82条が定める裁判公開の原則にも違反した疑いがあるとも言っている。憲法37条「すべての刑事事件において、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する」、82条は、「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ」と謳っている。判決は憲法の条文に照らして、違反であると説得している。原告団の徳田靖之共同代表は「びっくりした。弁護士として望みうる最高の判決だ」と評価し、「再審無罪を勝ち取るという最終目的を達成する上で大きな画期的な一歩となった」と今後を見据え、判決の意義を強調している。原告たちは、無実を訴えながら極刑に処せられた男性の名誉回復を目指して闘い続けると勇気を得ている。菊池恵楓園入所者自治会長の志村康氏は「お墓に行って報告したい」と笑みをこぼしたという。控訴しなければ、違憲の司法判断が確定することになる。最高裁関係者は「個別の判決へのコメントは控える」と述べるにとどめている。

私は「菊池事件」について、内容を承知していない。しかし、被告になった男性が受けた差別の過酷さ、死刑判決を受け、再審を拒否された無念さはどれほどの苦しみであったかを思うと胸が痛む。名古屋高裁で、原告団に加わった自衛隊のイラク派遣違憲訴訟で、敗訴したが、裁判長から「イラク派遣は違憲」という言葉を勝ち取った。熊本地裁では、憲法に基づく裁判が行われたことを高く評価したいと思っている。